

第 7 章 機 関

- 第 12 条 (1) 本会は次の機関を設け、第 2 章に掲げる目的を達成するために努力する。
- ① 運営委員会
 - ② 校外生活指導委員会
 - ③ 学年委員会
 - ④ 専門委員会
- (2) 総会の議決により本会に専門委員会を設置することができる。
運営は細則に従って行うこととする。

第 8 章 役員および顧問

第 13 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|------------|------------------|
| ① 会 長 | 1 名 (保護者) |
| ② 副会長 | 2 名以上 (内 1 名は教頭) |
| ③ 書 記 | 3 名 (内 1 名は教職員) |
| ④ 会 計 | 3 名 (内 1 名は教職員) |
| ⑤ 校外生活指導委員 | 学級委員(専門委員若干名) |
| ⑥ 監 査 | 2 名 |
| ⑦ 相談役 | 2 名 |

第 14 条 学校長は、すべての会に参加して意見を述べることができる。

第 15 条 本会に顧問をおくことができる
顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 17 条 役員は次によって選出する。

- ① 会長および副会長、書記、会計、監査は別に定める選考委員会において選出する。
- ② 校外生活指導員は、地区ごとに 2 名以上 10 名以内選出し、内 1 名を校外長とし、校外長の中より 1 名を委員長とする。
- ③ 学級委員は、各学年より 6 名選出し、内 3 名を学年委員とする。但し、各委員の定数変更については運営委員会で定めるものとする。
- ④ 専門委員は、学級で選ばれた学級委員の分担によって構成し、夫々の専門委員の互選により、委員長および副委員長を設ける。
- ⑤ 相談役は、会長が委嘱する。
- ⑥ 教師は、第 10 章の各委員会の委員として任意に参加する。